

2016年度冬季の電力需給対策について

2016年10月28日
電力需給に関する検討会合

2016年度冬季の電力需給見通しについては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の下に設置した「電力・ガス基本政策小委員会」において、電力広域的運営推進機関からの報告を踏まえつつ、第三者の専門家による検証を行った。

政府としては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すべく、電力・ガス基本政策小委員会による需給見通しを踏まえて、2016年度冬季の電力需給対策を決定する。

1. 2016年度冬季の電力需給見通し

2016年度冬季の電力需給は、2011年度冬期並み（北海道エリアについては2010年度並み、東北及び東京エリアは2013年度並み、沖縄エリアは2015年度並み）の厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、卸電力取引市場の活用等が行われることで、全エリアで電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しである。

ただし、北海道エリアについては、他電力からの電力融通に制約があること、発電所1機のトラブル停止が予備率に与える影響が大きいこと、厳寒により万一の電力需給ひっ迫が生じた場合、国民の生命、安全を脅かす可能性があることなどの北海道の特殊性を踏まえ、リスクへの特段の備えが必要である。

<2016年12月の電力需給見通し>

(万kW)	東日本3エリア	北海道	東北	東京	中西日本6エリア	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9エリア	沖縄
①最大電力需要	6,562	521	1,358	4,683	8,161	2,305	2,509	495	1,006	491	1,355	14,723	114
②供給力	7,408	604	1,454	5,350	8,906	2,376	2,720	536	1,179	537	1,558	16,314	166
②供給-①需要(予備率)	846	83	96	667	745	71	211	41	173	46	203	1,591	52
	(12.9%)	(16.0%)	(7.1%)	(14.2%)	(9.1%)	(3.1%)	(8.4%)	(8.3%)	(17.2%)	(9.3%)	(15.0%)	(10.8%)	(45.5%)

<2017年1月の電力需給見通し>

(万kW)	東日本3エリア	北海道	東北	東京	中西日本6エリア	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9エリア	沖縄
①最大電力需要	6,952	521	1,402	5,029	8,497	2,381	2,574	515	1,057	491	1,479	15,449	116
②供給力	7,470	606	1,515	5,350	9,215	2,456	2,813	569	1,225	542	1,610	16,686	165
②供給-①需要(予備率)	518	85	113	321	718	75	239	54	168	51	131	1,237	48
	(7.5%)	(16.2%)	(8.0%)	(6.4%)	(8.5%)	(3.1%)	(9.3%)	(10.5%)	(15.9%)	(10.4%)	(8.9%)	(8.0%)	(41.5%)

2. 2016年度冬季の電力需給対策

(1)需給ひつ迫への備え(全国共通の対策)

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひつ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

①発電所等の計画外停止のリスクを最小限にするため、電力会社に対して、発電設備等の保守・保全を強化することを要請する。

②電力の安定供給を確保するため、電力広域的運営推進機関に対して、電力会社管内の需給状況を改善する必要があると認められる時は、他の電力会社に対し、速やかに融通を指示するなど必要な対応を講じることを要請する。

③電力会社に対して、ディマンドリスポンス等、需要面での取組の促進を図ることを要請する。

④産業界や一般消費者と一体となった省エネキャンペーン等を実施し、2030年度に向けた徹底した省エネの取組を進めていく。

(2)北海道電力における対策

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、

(1)に加え、過去最大級(129万kW)を上回る電源脱落の発生に備え、北海道電力は、大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

(3)追加的な需給対策の検討

政府は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不斷に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討する。特に北海道においては、状況に応じて、計画停電回避緊急調整プログラムの準備や、数値目標付きの節電協力要請を検討する。

(4)ひつ迫に備えた情報発信

①電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(インターネット事業者等)への情報提供を積極的に行う。

②上記の対策にもかかわらず、電力需給のひつ迫が予想される場合には、政

府は、「需給ひつ迫警報」を発出し、節電の協力を要請する。